

輪島市監査公表第 27 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 29 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月21日（水） 税務課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成 26 年度の滞納収納状況で、奥能登地区地方税滞納整理機構が全体の 3 割、市単独で 7 割の収納実績があり前年度を上回っている。これは市内経済の回復による徴収の増加や差し押さえ処理によるもので、職員の尽力の成果であり評価出来るものと思われる。納税組合の減少や、個人納付の増加などで、収納率を上げる事が難しい現状であるが、これからも市政の重要な財源確保のために取り組んでいただきたい。また、窓口対応についても、市民に対し親切で丁寧な態度でこれからもお願いしたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市税等の滞納について

徴収率アップに向け、工夫を凝らし取り組まれていることは評価する。

しかし、依然として、滞納が発生している。引きつづき滞納額縮小に取り組んでいただきたい。